



共通部分がある2つの意匠を出願する際に、①それぞれを個別に出願するか、②一方を関連意匠として出願するか、迷います。審査官からの補正指令で、個別にする指示や、関連意匠にする指示を受けて補正できることを考えると、①②のどちらで出願しても結果は同じと考えてよいのでしょうか？

(東京都 S. Y)

1. 関連意匠とは

関連意匠とは、一のコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作される実態を踏まえ、自己の出願意匠または登録意匠のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似する意匠（関連意匠）について、所定の要件下で登録を認める制度です。

2. 関連意匠として出願する場合

共通部分を持つ意匠Aと意匠Bが類似であると判断される可能性が高い場合は、例えばAを本意匠として、Bを関連意匠（またはその逆）として出願することをお勧めします。不要な拒絶理由通知を回避するためです。

BがAの関連意匠として認められれば、AとBが類似関係にあることが確認でき、類似範囲をある程度明確にすることができるほか、権利範囲の拡大にもなり得ます。

3. 個別の意匠として出願する場合

AとBが類似であると判断される可能性が低い場合には、個別で出願することをお勧めします。不要な拒絶理由通知を回避するためです。

4. 両意匠が類似するか微妙な場合

AとBが類似であるか非類似であるか微妙な場合には、例えば挑戦的にAを本意匠、Bをその関連意匠（またはその逆）として出願することが考えられます。ただし、以下の懸念点があります。

5. 懸念点

Aを本意匠、Bをその関連意匠とした出願に対して、BはAに類似しないとの拒絶理由（10条1項）が通知されたとします。

Bを独立した意匠に補正することで登録されますが、この場合、「出願時は類似と判断していたが、補正により非類似と出願人が認めた」として、争訟の場において、相手方の主張（反論）のための材料とされるおそれがありますので、安易に独立した意匠に補正すべきではないといえます。

このことは、「AとB程度の相違部分があれば非類似になる」という、非類似例の開示になることにも注意が必要です。

非類似例を第三者に開示したくなければ、BはAに類似しないとの拒絶理由（10条1項）が通知された際には、

関連意匠の権利化を断念（出願を取り下げるなど）する、という選択肢もあります。

また、2つの意匠の双方を確実に保護したいときは、出願時から意匠登録を受けようとする部分（クレーム範囲）を明確に異ならせることが考えられます（例えばAは全体意匠とし、Bは特徴部分を保護範囲とする部分意匠とする）。

この場合には、個別に出願することで、非類似例の開示を回避しつつ、2つの意匠について個別に保護を図ることが可能です。

6. まとめ

①②のどちらで出願しても意匠登録され得る、という結果は同じです。しかし、前述のとおり懸念点もありますので、出願段階で①②のいずれの方法とするかしっかりと検討しておくほうがよいでしょう。

なお、2つの意匠が類似と判断される可能性が高いか低いかを評価するには、意匠の類否判断の知識が必要であり、判断が難しいことがあります。

不安な場合には、専門の弁理士にご相談することをお勧めします。